2025年４月１日 現在

Interior（インテリア）ローン

家具家電等のインテリアを揃える資金
インテリアを新調する資金にご利用いただけます。

金額の分かるパンフレット等をご用意ください。

融資限度額	100 万円
金　　利	変動金利型　年 2.900%
	はじめて「しんくみ」の融資をご利用いただく方　年 2.800%
	「しんくみ」の有担保住宅ローン若しくは Qta カードローンをご利用中の方　年 2.700%
返 済 期 間	最長 15 年（180 回）
連帯保証人	原則不要

ただし、当組合無担保融資の合計金額が 200 万円を超える場合は、連帯保証人が必要となります。

■詳細は、お問合せいただくか裏面の概要説明書をご参照ください。
■当組合所定の審査があります。審査結果によってはお借入れできない場合がございます。

東京消防信用組合 https://www.shoubou.co.jp

本店（東京消防庁 10 階）☎03-3212-4014 消電 9-501-8609･8610
立川支店（立川防災館 3 階）☎042-526-1431 消電 9-501-8650･8651
幡ヶ谷支店（消防学校寮内）☎03-3485-1353 消電 9-501-8630･8631

公式LINE友達募集中です。

ローン概要説明書

2025年 4月 1日現在

1. 商品名	インテリアローン
2. ご利用いただける方	以下の条件を満たす個人の方 ・当組合出資金を保有する組合員の方 ・満20歳以上で勤続1年以上の方
3. 資金使途	家電製品購入・家具購入等建物内のインテリアに活用する資金
4. お借入金額	1万円～100万円以内(1万円単位) ただし、仮定退職金に加算仮定退職金を加算した範囲までとします。また、東京都職員共済組合及び当組合無担保のお借入金額の残債を差し引いた金額までといたします。 ＜仮 定 退 職 金＞ 勤務年数により、お申込み時点で受け取ることができる退職金を当組合の基準で計算した額のことです。 ＜加算仮定退職金＞ 上記、仮定退職金に300万円を上限として加算できる額のことです。
5. お借入期間	1年以上15年以内
6. お借入金利	・変動金利型でのお取扱いとなります。 ・お借入金利は、融資契約時又は金利変更時の店頭基準金利から優遇金利を差し引いた金利を適用します。 ＜変動金利型＞ 借入後の金利は店頭基準金利(市場金利を勘案し決定される当組合所定の金利)の変更に伴いその変更幅は同じだけ引き下げまたは引き上げられます。お借入後の金利の見直しは、毎年4月及び10月で見直し月の翌月から新しい金利での返済額になります。ただし金融情勢の変化、その他相当の事由により金利見直し時期以外にも変更を実施する場合があります。
7. お申込に必要な書類	・直近の給与明細(写) ・前年の源泉徴収票(写) ・当組合届出印 ・見積書、支払済み領収書など金額が分かる書類(写) ・その他当組合が必要とする書類 ※東京都職員共済組合償還表(写) ※連帯保証人予定者様の源泉徴収票等収入証明書(写) ※連帯保証人予定者様のご本人確認資料(写) ※印は、該当者の方のみ必要となります。
8. 返済方法	・元利均等返済、または元金均等返済 ＜元利均等返済＞ 元金と利息の合計額を調整し、返済額が返済期間中同額になるようにする返済方法です。 ＜元金均等返済＞ 毎月決まった元金に利息を加えた合計額を毎月返済額にする返済方法です。なお、返済額は毎月変動します。 ・「毎月返済」と「ボーナス併用返済」からお選びいただけます。「ボーナス併用返済」は、6ヶ月ごとの毎年1月及び7月の約定返済日になります。 ・約定返済日は、毎月15日とさせていただきます。なお、約定返済日が「土曜日」、「日曜日」、「祝祭日」、「国民の休日」の場合には翌営業日といたします。
9. 保証人	・原則不要です。 ただし、当組合無担保融資残債を加算して200 万円を超える場合には連帯保証人(配偶者・保証能力のある親族または組合員)を1名立てていただきます。
10. 手数料	一部繰上返済手数料、一括返済手数料、各種変更手数料、事務手数料等は、かかりません。
11. 担保	不要です。
12. 繰上返済等	繰上返済を実施する場合には、「繰上返済依頼書(兼口座振替依頼書)」の提出が必要となります。
13. 金利優遇特約	＜ご利用条件＞ ・有担保住宅ローン又はQtaカードローンを利用中で金利優遇特約を締結される組合員 ＜金利優遇幅＞ ・「適用金利」から0. 200%の金利優遇となります。 ＜金利優遇が失効する場合＞ ・有担保住宅ローンの残債が借換えによる繰上返済で消滅した場合は、金利優遇の特約は消滅します。ただし、通常返済及び自己資金による場合はこの限りではありません。 ・Qtaカードローンの口座を解約した場合 ＜失効した場合の店頭基準金利への変更＞ 特約が消滅した場合の金利の変更については、次のとおりとし、15日が休日の場合は翌営業日となります。 ・有担保住宅ローン又はQtaカードローンが消滅した日付が1日から当月14日までの場合、前月の利入日に遡り金利を変更します。 ・有担保住宅ローン又はQtaカードローンが消滅した日付が15日から月末までの場合、当月の利入日に遡り金利を変更します。
14. 苦情処理措置 及び紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談、苦情、お問合わせは、お取引先店舗または下記の窓口をご利用ください。 【東京消防信用組合 総務部総務課】 住　　所:東京都千代田区大手町1－3－5(東京消防庁内) 電　　話:03－3212－4050 受付時間:午前8時30分～午後5時15分(土日及び金融機関の休日を除く) なお、苦情手続きについては、別途リーフレットをお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 また、苦情等のお申出は当組合のほか下記の機関でも受付しています。詳細は、当組合総務部総務課へご相談下さい。

名　称	東京地区しんくみ苦情等相談所 (一般社団法人 東京都信用組合協会)	しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住　所	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5(全国信用組合会館内)	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5(全国信用組合会館内)
電話番号	03-3567-6211	03-3567-2456
受付時間	月～金(祝日及び金融機関休業日を除く) 9:00～17:00	月～金(祝日及び信用組合の休業日を除く) 9:00～17:00

・紛争解決措置

名　称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住　所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付時間	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金(除 祝日、年末年始) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00、13:00～17:00

上記センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合総務部総務課または「しんくみ相談所」へお申出下さい。また、組合員様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

15. その他	・お借入金額に応じた印紙税が必要になります。 ・お申込みに関しては、当組合所定の審査が必要になります。審査結果によっては、ご希望にそいかねる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ・金額の把握できる資料に対し、10%を上限に金額の上乗せをして申込みすることが可能となっております。 ・退職時に融資残高がある場合は、原則退職金で全額ご清算していただきます。 ・金利及び返済額については、店頭、お電話または当組合ホームページでご確認ください。 ・概要説明書は、店頭、または当組合ホームページでもご確認いただけます。 ＜東京消防信用組合ホームページ＞ https://www.shoubou.co.jp/